

* 指導における体罰：ハラスメント
の防止について

平成31年3月16日

弁護士 大浦清和

* 1-1 指導における理念・目的

「理念」

スポーツは本来、楽しいものだ。バレーボールとビーチバレーもまさにそうだ。選手が胸を躍らせて試合をする。練習に生き生きと励む。少年・少女は練習と試合を通じて技術を高め、チームメートとの絆を深め、フェアプレーの精神を学び、成長する。青少年もそのようにして、心身のバランスのとれた大人になる。

ひたむきに競技に励む選手は周囲に共感を呼び、学校やコミュニティーに笑顔の輪を広げる。スポーツ文化はそのようにして、はぐくまれる。バレーボールとビーチバレーは明るく創造的な環境で親しまれるべきだ。卑屈で陰湿な暴力行為やセクシュアルハラスメント(セクハラ)は、自由で伸びやかな自己表現であるスポーツと対極に位置するものであり、バレーボールとビーチバレーに入り込む余地があってはならない。

指導者と選手はバレーボールとビーチバレーを愛する者として、自らその品位を保ち、互いに尊重し合わなければならない。各人がこのことを十分に理解することが、暴力行為やセクハラなど倫理に反する行為を防止する上で、最も重要である。社会全体が暴力とセクハラの根絶に取り組む中、バレーボールとビーチバレーの指導においても、こうした動きと同調する努力が求められている。

「目的」

1. このガイドラインは本協会に登録する全てのメンバーがバレーボールとビーチバレーを指導するに当たって、暴力行為やセクハラなど、倫理に反する行為を行うことを防止し、それらの行為により被害を受けることを防ぐことを目的とする。
2. このガイドラインは、バレーボールとビーチバレーの指導(コーチング)を制限することを意図したものではない。むしろこのガイドラインの理念と目的が正しく理解されることにより、適切でより効果的な指導が行われることを目指している。

JVA 指導における倫理ガイドラインにおける理念と目的

指導するにあたって、すべてにおいて前提にすべき、よってたつべき考え方を示しています。

自分の指導が理念に合致しているか、反しているかを常に考える必要があります。それをしないと、無意識のうちいつのまにか体罰、ハラスメントをしていることとなります。

* 1-2 私が素人ながら考える指導における理念

- ① 小学生にバレーボールを好きになってもらう。楽しんでもらう。自主的に頑張ろう、続けたいという気持ちにさせる。
- ② 小学生にバレーボールを通じて心身ともに成長してもらう。
- ③ 小学生にバレーボールがよりうまくなるようより良い指導をする。
- ④ 小学生がバレーボールで怪我をしないようにする。

【ダメな理念】（例：日大アメフト部違反行為問題）

- ア 勝利至上主義になる。
- イ 指導者の（名声の）ために指導する。
- ウ 指導者は偉いと勘違いする。

※ 確かに小学生は年齢的に思慮分別がないところがある。小学生は不合理なこと、危険なことをするかもしれない。怒ることも必要である。しかし、指導における理念を忘れてはいけない。

高野連、春に投球制限導入の新潟に再考申し入れへ

2019年2月20日 21時27分



不正なCAD
なんて
もう使いたくない!

有力情報には
最高100万円
(平均約25万円)の報酬金も!

*報酬金の獲得には一定の
条件があります。

詳しく見る

[PR]

日本高校野球連盟は20日、大阪市内で理事会を開き、新潟県高野連が投手の故障予防などを目的に今春の県大会で投手の投球数制限の導入を決めたことについて議論した。その結果、「投手の障害予防に関する有識者会議」を4月に立ち上げ、1年後をめどに具体策をまとめることを決めた。

ニュースや動画をリアルタイムで！「バーチャル高校野球」→

新潟県高野連が今年の春県大会で1試合につき1人100球の制限を導入することについては、再考を申し入れると決めた。日本高野連は、部員数20人以下の学校が全体の4分の1を占めるなか、複数の投手が必要になる投球数制限に踏み込むことには慎重であるべきことや、勝敗に影響する期間については全国で足並みをそろえて検討すべきであることなどを理由に挙げた。

理事会後に記者会見した日本高野連の竹中雅彦事務局長は、「避けて通れない課題に一石を投じてくれた新潟の方向性に賛意は出たが、多角的に検討していく必要がある」と話した。今後、有識者会議にはメンバーとして新潟県高野連にも参加を依頼しているほか、医師や弁護士など第三者を入れて、投球数制限に限らず練習、公式戦のあり方などを幅広く議論していくという。

春県大会の主権は各都道府県高野連にある。新潟県高野連の片野(きねむち)義幸専務理事は20日夕、報道陣に「日本高野連からの正式な文書が手元に届いてから、組織としてきちんと対応を決めていきたい」と話した。春県大会は4月27日に開幕予定で、「当然、春の大会へ向けてそれぞれの準備があるので、それに関合うようにしたい」とし、今後、県高野連として対応を検討していくという。

朝日新聞のHP (2019.2.20)から引用

指導における理念から考えたら、この問題についてはどう考えますか？

体罰？ハラスメント？

※私からすると、医学的・科学的検討は必要ですが、プロでもしない投球数（それも連投）を成長期の高校生に勝つために事実上強制させるのは、許されないと思うのですが・・・。

* 2-1 体罰

バレー「顔面にスパイク」動画が波紋 「体罰」 「いや、普通の練習」

2017/5/15 18:10

販管費を適切に配賦できるERP... - proactive.jp
ERPによる精度の高い管理会計の実現とそれに適したERP製品

SPONSORED

49 コメントを読む



PR! 人気店や企業から非公開の招待状をもらおう！レボハピ会員登録

PR! 取引所FX「くりっく365」をはじめならインヴァスト証券！

高校バレーボール部の男性顧問が、体育館の床に寝転がる男子部員の顔面に向け、強烈なスパイクを何度も打ち込む——。そんな内容の動画がツイッターに投稿され、インターネット上で「体罰ではないか」と波紋を広げている。

問題の動画は、大阪府立今宮工科高校（大阪市）の男子バレーボール部の練習風景を撮影したもの。同校の山崎晃昭校長がJ-CASTニュースの取材に「間違いありません」と認めた。詳しい状況や経緯については「現在調査中」だという。

詳しい状況は「現在調査中」

動画がツイッターに投稿されたのは2017年5月14日夕。元の動画はすでに削除されているが、多くのネットユーザーがYouTubeなどに動画を転載しており、その内容は今でも確認できる。

約37秒間の動画におさめられているのは、顧問の男性教諭が1人の部員を指導する姿だ。顧問が左右に次々と投げ分けるボールを、部員が連続でダイビングレシーブするという練習が行われている。

動画の冒頭では、投げられたボールに向かって飛びついていた部員だが、何度も繰り返すうちに、疲れ果てたのか床に倒れ込んでしまう。そこから立ち上がろうとする部員に対し、顧問が取った行動は、顔面に向けて強烈なスパイクを打ち込むというものだった。

かなりの勢いで放たれたボールは、倒れ込んだ部員の顔面に直撃。顧問はその直後にも、部員の顔に向けて叩き込むような勢いで直接ボールを投げ込んでいる。動画を確認する限り、部員と顧問の距離は2～3メートルほどに見える。

その後、顧問は再びボールを左右に投げ分ける練習を再開。部員がボールに追いつけず、再び倒れ込んで動けなくなると、またもや顔面に向かって強烈なスパイクを2度打ち込む。動画の終わりには、こうした顧問の行動を受け、部員が怯えたような様子で体を丸める姿も映っていた。

こうした練習動画が撮影された今宮工科高の山崎校長は15日14時過ぎ、J-CASTニュースの取材に対し、

「動画は、本校男子バレーボール部が14日午後に行った練習を撮影したもので間違いありません」

と話す。

その上で山崎校長は、動画の中で部員にボールをぶつけていたのは、部活の顧問を務めている男性教員で「間違いはない」と説明。部員の生徒にけがはないというが、詳しい状況などについては「現在調査中です」と話した。

J-CASTニュース（2017.5.15）からの引用
はじめに、この記事を読んで、どう思いますか？体罰ですか？

北日本新聞朝刊（2019.3.13）から引用

最近の虐待事案を踏まえ、親の体罰が禁止されるようになりました。

民法には親の「懲戒権」の定めがありますが、それも削除または変更される予定です。

体罰は、親も認められなくなるのに、指導者に認められることはありません。「指導のため」という言い訳はできなくなります。

体罰禁止法案 自民が了承

懲戒権検討は施行後2年

自民党の厚生労働部会と虐待に関する特命委員会は12日、合同会議を開き、子ども

への体罰禁止を明記した児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を了承した。親権者に必要な範囲内で子どもを戒めることを認めている民法の「懲戒権」については、施行後2年をめどに検討し、必要な措

取を取るとした。施行日は、一部を除き来年4月1日としている。

千葉県野田市の小学4年の栗原心愛さん（10）が亡くなった事件を受け、「しつけ」と称した虐待の防止に向けて踏み切った。政府は19日にも閣議決定し、今国会に提出する。子どもを保護する児童相談所

【ナンバーズ3】	030
ストレート	95,300円(67)
ボックス	31,700円(314)
セット(ストレート)	63,500円(1630)
ボックス	15,800円(525)
ミニ	9,500円(511)
▽販売実績額	81,730,800円
【ナンバーズ4】	1625
ストレート	821,200円(35)
ボックス	34,200円(392)
セット(ストレート)	427,700円(71)
ボックス	17,100円(1509)
▽販売実績額	218,541,800円
※この内は当せん回数	

の介入機能の強化や、学校や教育委員会への守秘義務を児童虐待防止法に盛り込む。

司法試験 在学中に受験可

【本数字】 05、21、23
25、27

* 2-2 体罰の基準

裁判官が法律上許されない「体罰」にあたるかどうかを判断するに際し、国、地方公共団体、バレーボール協会のような団体等が定めた基準を参考にします。ですので、指導者の皆さんも、国、地方公共団体、バレーボール協会のような団体が定めた基準をできるだけ知っておく必要があります。

下は文部科学省が教職員に示した通知の一部です（H25.3.13）（HPから引用）。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知)別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養(かんよう)等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

下は、文部科学省が教職員に示した体罰に関する参考事例です（H25.3.13）（HPから引用）。

● 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体的な事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙はあくまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をふらふらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きが多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2)認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3)正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

当職が考える体罰にならない正しい懲戒の限界は、少なくとも次の点を正当かつ合理的に説明できないとだめだと思えます。

①それをする目的は何か？

②それをする必要性はあるか？

③目的や必要性を達成するために相当か？

大阪市立桜宮高校バスケットボール部体罰問題（大阪市HPから）

（１）平成２４年１２月２３日：生徒自殺。

（２）その後、その生徒が男子バスケットボール部のキャプテンであること、遺書と亡くなる数日前に顧問教諭あてに書いたが実際には手渡せていなかった手紙があること、その手紙には顧問教諭による厳しい指導や暴力行為があったことやキャプテンとしての責任に苦しんでいたこと等の記載があったこと、亡くなる前日にも顧問教諭による当該生徒への暴力行為があったことが発覚。

当該高校や教育委員会の従前の消極的態度も発覚し、大問題となる。

（３）平成２５年１月２３日：生徒の父親、刑事告訴（マスコミ報道から）。

（４）平成２５年２月１３日：当該顧問教諭、懲戒免職。

【認定された事実】

ア 当該顧問教諭は、平成６年４月１日から大阪市立桜宮高等学校（以下「同校」という。）に勤務し現在に至るが、同校バスケットボール部の顧問に就任してから、生徒に対する暴力を指導の一環であると位置付け、それが指導方法として効果的であるとの考えのもと、バスケットボール部員に対し、恒常的に、平手打ち、足蹴り、物を投げつける等の暴力を、時には相当程度に強度かつ執拗な態様において行っていた。

当該顧問教諭は、バスケットボール部における指導の場面以外でも、時には生徒に手を上げることも必要であると考え、生徒への暴力も教育の一環であるとし、生徒を叩く等の暴力を加えていた。

当該顧問教諭は、同校２年６組 男子生徒 男子バスケットボール部キャプテン（以下「当該生徒」という。）に対し、次のとおり暴力行為を行った。

① 平成２４年１２月１８日、同校体育館において他校との練習試合の中で、当該生徒が、相手選手に飛ばされたり、相手選手にボールを奪われたりすることがあったため、１０分間のミーティングの際に、「なんで女に負けるねん」「しっかりせえ」という気持ちから、当該生徒の顔を平手で、少なくとも数回叩いた。

② 同日、同試合後にルーズボールの練習をさせた際に、当該生徒がボールに飛びつこうとしないため、当該生徒の顔を平手で、少なくとも１、２回叩いた。

③ 平成２４年１２月２２日、同校体育館において、他校との練習試合の際に、当該生徒がルーズボールを取りに行かない態度を見せることがあったため、試合中断中にベンチに呼び寄せ、「なんで意識しないのか」等を言ったが、当該生徒が黙っていたところ、当該生徒の顔を平手で、少なくとも４、５回叩き、さらに当該生徒に同様の問いかけをしたが、当該生徒が黙っていたところ、当該生徒の顔を平手で、少なくとも４、５回叩いた。そのうちに試合が再開されたので、試合の邪魔にならないように、当該生徒をベンチの横の方に移動させた上、「やるかやらんのかどっちゃ」と言いながら、当該生徒の側頭部辺りを、平手で、少なくとも５ないし７回叩いた。

④ 同日、同試合がタイムアウトとなって、部員がベンチに戻る場面で、ベンチに戻ってくる際は走って戻るように指導していたため、走らずにベンチに戻ってきた当該生徒の顔を平手で、少なくとも３回叩いた。

イ 当該顧問教諭は、当該生徒が男子バスケットボール部のキャプテンになった平成２４年９月下旬以降、当該生徒を叱責する機会が多くなり、キャプテン交代の話を度々持ち出し、さらにそのような状況下において、上記①から④の非違行為を行い、当該生徒は重大な精神的苦痛を受けたが、これらの非違行為は、当該生徒が平成２４年１２月２３日未明に自殺したことの大きな要因と考えられ、当該生徒の自殺との間には関連性があるものと認められる。

* 3-1 ハラスメント

ハラスメント (Harassment) とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。以下に一般的なハラスメントの定義をご紹介します。

セクシュアル・ハラスメントとは？ セクシュアル・ハラスメントとは、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

アカデミック・ハラスメントとは？ 研究教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

パワー・ハラスメントとは？ 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

ジェンダー・ハラスメントとは？ 性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

キャンパスハラスメントとは？ 各種ハラスメントのうち、キャンパスでの人間関係において学生に対し行われるハラスメントです。

ドクター・ハラスメントとは？ 医師や看護師をはじめとする医療従事者の患者や患者家族に対する心ない発言や行動を指します。

モラル・ハラスメントとは？ 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることです。

アルコール・ハラスメントとは？ 飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

スモーク・ハラスメントとは？ 喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般を指します。

どのように感じ、考えるかは個人によって異なります。この点を充分認識し、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそが、ハラスメントの防止において、最も重要です。

大阪医科大学のハラスメントの定義というHPからの引用

ハラスメントといえますとたくさんのケースがあります。

* 3-2 パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントの6類型

上記で定義した、職場のパワーハラスメントについて、裁判例や個別労働関係紛争処理事案に基づき、次の6類型を典型例として整理しました。

なお、これらは職場のパワーハラスメントに当たりうる行為のすべてについて、網羅するものではないことに留意する必要があります。

- 1) 身体的な攻撃
暴行・傷害
- 2) 精神的な攻撃
脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- 3) 人間関係からの切り離し
隔離・仲間外し・無視
- 4) 過大な要求
業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- 5) 過小な要求
業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 6) 個の侵害
私的なことに過度に立ち入ること

厚生労働省のHP
からの引用

雇用関係でいうパワーハラスメントは6類型に分けられます。ただし1)は体罰の類型です。

暴力行為をなくすために

1. このガイドラインにおける暴力行為とは、肉体的暴力により相手を傷つけることのほか、侮辱などの言動により相手を精神的に傷つけることをいう。

2. 指導者は選手の人格を尊重するとともに、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。

①指導者は選手、チームに規律を植え付ける意図であろうと、その他いかなる意図であろうと、暴力行為をしてはならない。指導者には常に自身を律する意思の強さが求められる

②暴力行為には肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱などにより相手を精神的に傷つけることも含まれる。相手の人格を否定するような言動、相手の存在を無視するような態度は精神的な暴力である

③選手が自分の意に沿わない言動をとったとき、指導者が暴力行為に頼っても、なんら問題の解決にはならない

④技術指導やチームの運営などについて、選手と意見の相違が生じた場合、指導者は選手と話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めることが重要である

⑤言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりの方であっても、指導者が意図せず結果として選手を傷つけてしまう場合がある

⑥暴力行為を受けた者は、指導者やチームメートらとの人間関係を考え、それを拒否する明確な意思表示ができないことも少なくない。指導者はそれを同意・合意と勘違いしてはならない。特に指導者と選手との間では、選手側が明確な意思表示をしにくい構造にある

JVA指導における倫理ガイドライン

改めて確認しましょう。

ハンドボール強豪高監督の賞状破りは「指導」？「パワハラ」？ 為末大氏に聞くと…

2017.11.11 17:10

おすすめ0 ツイート ブッシュ通知

産経新聞

福島はおいしい。「福島の食」の魅力をご紹介/政府広報[PR]

今すぐ試せる無料体験レッスン！産経オンライン英会話[PR]

1 2 Next >



全国大会での優勝経験もあるハンドボール強豪高校の50代の男性監督が、昨秋に行われた県新人戦で贈呈された2位の賞状を、選手らの前で破り捨てたことが波紋を呼んでいる。選手に圧力をかけて成長を促す指導はスポーツ界でしばしばみられる手法の一つだが、「体罰」との境界線は曖昧だ。教育現場はどんな変革を求められているのか。（社会部 三宅陽子）

■保護者から協会への通報で発覚

男性監督による賞状破りが発覚したのは、これまでの監督の言動を問題視した選手の保護者の一人が今年2月、日本ハンドボール協会（以下、日本協会）に「体罰やモラルハラスメントがあった」などと通報したことがきっかけだった。

日本協会は6月、部員への暴力行為を理由に監督を3カ月の指導停止処分としたが、監督は処分を不服として日本スポーツ仲裁機構（J S A A）に申し立てを実施。J S A Aは9月、処分について「どの事実を認定し、処分対象としたかが明確になっていない」などと指摘した上で、日本協会の調査手続きに瑕疵（かし）があったとして、監督の処分を取り消すとする「仲裁判断」を出した。

日本協会、J S A Aのいずれも、どこの県かや学校名などは公表していない。

産経新聞の記事を引用（2017.11.11）。パワハラだと思いますか？

朝日新聞の2018.10.17にも似たような記事（川崎市立西高津中学校の卓球部顧問の50代の男性教諭が、市内の卓球大会に部員を引率した際、試合後に賞状を部員たちの目の前で破っていたことがわかった。）があります。

■勝利絶対主義を否定する付言

仲裁判断は「実際に暴力行為があったか」については踏み込まなかったが、注目されたのは最後に示された「付言」だ。

付言は、監督が体罰や暴力行為による指導をうかがわせる多くの発言をしていたと指摘。さらに、昨秋行われた県の新人戦で2位となってもらった賞状を、選手らの前で破り捨てるという指導が行われていたことを明らかにし、「力関係の格差や進学・進路への絶大な影響力を背景とした指導、優勝しか価値がないかのような勝利絶対主義の指導は即刻改めるべき」だとする考えを示した。

一方、監督の代理人弁護士は、付言で指摘された体罰や暴力行為はなかったと主張する。賞状を破った行為は認めたが「十数枚あったうちの1枚を破いた」と聞いている。2位ではなく、次の大会で1位を取ろうという思いがあったようだ」と説明。監督は現在、賞状破りについて反省と後悔の言葉を口にしているという。



■「指導者たちの戸惑いも感じる」

一連の騒動からは、「指導」と「体罰」の境界線が曖昧にされてきた教育現場の姿が浮かび上がる。

陸上競技の元五輪選手、為末大氏は「教育現場ではこれまで、先生が教え子の『力を引き出してやろう』との責任感から、強引にリードしていくというやり方を用いることが多かった」と説明する。

これは、個人の人間性に深くコミットして変化を望もうとする手法で、スポーツの現場では、プライドをわざと傷つけて奮起させることを目的に、しばしば行われてきたという。

ただ、「こうした指導方法はパワハラ的な方向に動きやすい」と為末氏。「『圧力をかけて成長させる』といったやり方が、スポーツだけではなく社会でも受け入れられな

解雇・残業代・退職金・セクハラ
でお悩みの方は

無料相談はこちら ▶

1時間
ご相談
0円

料金体系も
明確で安心

☑ 24時間、ご相談的受付中
☑ 労働問題の実績多数！
☑ 全国に拠点あり

【労働問題に強い】平松剛法律事務所

解雇・残業代・退職金・セクハラ
でお悩みの方は

無料相談はこちら ▶

1時間
ご相談
0円

料金体系も
明確で安心

☑ 24時間、ご相談的受付中
☑ 労働問題の実績多数！
☑ 全国に拠点あり

くなくてきている中で、従来のやり方から抜け出せない指導者たちの戸惑いも感じる」という。

では、子供たちの心と体を健全に育成していくためには、どのような指導方法が求められているのか。

宮城教育大の神谷拓准教授（スポーツ教育学）は、「体罰を全面否定したところから教育は始まる」とした上でこう語った。

「これからの指導者に求められるのは、子供たちと一緒に考えていく姿勢だ。練習方法などを含め、目標を達成するためのプロセス全てに生徒たちを立ち会わせること。『生徒たちが自ら運営し、強くなっていくのが部活動だ』という発想の転換が今、求められているのではないか」



■日本スポーツ仲裁機構＝国際的なスポーツ界の紛争を解決するスポーツ仲裁裁判所（CAS）の国内版として平成15年に発足した。選手選考や、ドーピング規則違反による処分などをめぐるトラブルを扱う。解決には（1）決定に拘束力のある仲裁（2）当事者間の主張の合意点を探し和解をあっせんする調停－がある。

* 3-3 セクシュアルハラスメント

第2条関係

- 1 この条の第1号の「他の者を不快にさせる」とは、職員が他の職員を不快にさせること、職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること及び職員以外の者が職員を不快にさせることをいう。
- 2 この条の第1号の「職場」とは、職員が職務に従事する場所をいい、当該職員が通常勤務している場所以外の場所も含まれる。
- 3 この条の第1号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。
- 4 この条の第2号の「セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること」とは、職員が、直接又は間接的にセクシュアル・ハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等その能率の発揮が損なわれる程度に当該職員の勤務環境が不快なものとなることをいう。

別紙1

セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針

第1 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項

- 1 意識の重要性
セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、職員の一人一人が、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。
 - 一 お互いの人格を尊重しあうこと。
 - 二 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
 - 三 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
 - 四 女性を劣った性として見る意識をなくすこと。
- 2 基本的な心構え
職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。
 - 一 性に関する言動に対する受け止め方には個人間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。
具体的には、次の点について注意する必要がある。
 - (1) 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - (2) 不快に感じるか否かには個人差があること。
 - (3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - (4) 相手との良好な人間関係ができていても勝手な思い込みをしないこと。
 - 二 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
 - 三 セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。
 - 四 職場におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
例えば、職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会の酒席のような場において、職員が他の職員にセクシュアル・ハラスメントを行うことは、職場の人間関係を損ない勤務環境を害するおそれがあることから、勤務時間外におけるセクシュアル・ハラスメントについても十分注意する必要がある。
 - 五 職員間のセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
行政サービスの相手方など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者及び委託契約又は派遣契約により同じ職場で勤務する者との関係にも注意しなければならない。

人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用 についての抜粋

国家公務員向けに定められた基準。

ただし、小学生への指導の場合、同じ年代の社会人同士の関係ではないので、当然ながらもっと厳しく考えなければなりません。

8 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動
セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

一 職場内外で起きやすいもの

(1) 性的な内容の発言関係

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ② 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ③ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- ④ 性的な経験や性生活について質問すること。
- ⑤ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ① 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいいい」と発言すること。
- ② 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ③ 性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること。

(2) 性的な行動関係

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

- ① ノードポスター等を職場に貼ること。
- ② 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ③ 身体を執拗に眺め回すこと。
- ④ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ⑤ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
- ⑥ 身体に不必要に接触すること。
- ⑦ 浴室や更衣室等をのぞき見すること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。

二 主に職場外において起こるもの

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

性的な関係を強要すること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ① カラオケでのデュエットを強要すること。
- ② 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

特に指導者による身体的接触を伴うマッサージは、セクハラとされる極めて高いリスクを孕むものであり、原則として避けるべきです。万が一やむを得ず必要に迫られてマッサージを行う場合には、同性の指導者に施術させる、第三者を同席させるなど2人きりになることは避ける、選手（生徒）からの了解を得ることはもちろん、未成年者の場合は保護者からも事前に了解を得、かつ、事後に速やかに施術内容を報告するなどにより、法的トラブルへの発展を未然に防ぐよう十分な配慮が必要となります。（菅原哲朗等監修「スポーツの法律相談」（株式会社青林書院、2017年4月7日初版第1刷発行、109～110頁）

改めて確認しまし
う。

セクハラをなくすために

1. このガイドラインにおけるセクハラとは、社会通念に照らし不適切な性的言動、あるいは相手を不快にさせる性的な言動により、バレーボールとビーチバレーに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。

2. 指導者はセクハラを行うことがないよう、選手に対しては互いの立場の違いを超えて、その人格を尊重し、以下のことを十分に理解・認識しなければならない。

①セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じるか否かが基準となる

②言動に対する受け止め方は個人差があり、男性と女性で異なる場合もある。さらに立場の違いなどで変わることがあり、さまざまだ。親しみを表すつもりの方の言動であっても、指導者が意図せず結果として選手を不快にさせてしまう場合がある

③「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手とは良好な人間関係、信頼関係があるから大丈夫だろう」といった勝手な思い込みをしてはならない

④技術指導や体調管理などの目的で選手の身体に触れるときは、選手本人の了解を得るとともに、できる限り着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えることがないように配慮する

⑤相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならない

JVA指導における 倫理ガイドライン

改めて確認しまし
う。

⑥セクハラを受けた者は、指導者やチームメートらとの人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことが少なくない。しかし、指導者はそれを合意・同意と勘違いしてはならない。指導者と選手との間では、拒否の意思表示をすれば、その後指導を受けられなくなるのではないか、あるいは競技を続けられなくなるのではないかといった不安から、選手が明確な意思表示をしにくい構造にある

⑦セクハラに対する選手の抗議などの対応を理由に、その後の指導のあり方や大会への出場選手選考などで、選手に不利益を与えるような扱いはしてはならない

⑧セクハラは、男性が被害者となる場合もある。また、指導者と選手の間だけでなく、先輩と後輩の間、あるいは同期の選手の間、さらに同性の間でも起こり得る。性的な事柄に関する冷やかしやからかいは、いじめの問題であると同時にセクハラの問題でもある

⑨練習・試合中のセクハラに注意するだけでは不十分で、例えば試合後や合宿での飲食の機会などでのセクハラにも十分に注意する

* 4 体罰・ハラスメントをするとどうなるか。

① 社会的制裁を受ける

- ・ ご存じのように、現在、スマートフォンの機能の発達により、すぐに録画することができます。録画された動画はユーチューブなどの動画配信サイトに掲載されると、あっという間に全国に広がり、炎上します。本人特定されます。掲載された動画をすべて削除することは不可能になります。
- ・ したがって、指導者としての信用は失墜して、回復することがありません。

② 所属団体から懲戒処分を受ける

西日本新聞 > ニュース > 九州 > 熊本

監督が選手に暴力 小学生・女子バレー2クラブ、数年間も 指導員資格取り消し [熊本県]

2018年04月25日 06時00分



県央と県南の女子小学生バレーボールクラブで昨年、男性監督が選手に暴力を加えたとして、日本スポーツ協会が監督2人の公認指導員資格を取り消していたことが24日、分かった。

同協会などによると、県央のクラブでは昨年7月、40代の監督が選手の足や腰を蹴ったり、練習用シューズの靴ひもをはさみで切ったりしたとされる。

県南のクラブでは昨年6月、50代の監督が選手の髪をつかんで体ごとネットに投げつけたり、至近距離で顔に向かって打ったボールをレシーブする練習をしたりしたという。一緒に指導していた50代男性コーチは暴力を黙認したとして3年間の資格停止処分とした。

昨年8月、両クラブの保護者が県バレーボール協会に相談して発覚。調査によると、両クラブでは数年間にわたって監督の暴力行為が続いていたという。

県バレー協会は昨年9月、監督2人にそれぞれ5年間と3年間の指導やベンチ入りの禁止、両クラブのコーチ計4人を厳重注意などの処分とした。県央のクラブでは、保護者らも暴言に加わっていたなどとして口頭で厳重注意し、クラブは解散したという。

県バレー協会の報告を受け、日本スポーツ協会は今年3月に監督らの処分を行った。

=2018/04/25付 西日本新聞朝刊=

西日本新聞朝刊（2018.4.25）
から引用

② 所属団体から懲戒処分を受ける

高校女子バレー部監督が体罰 部員らが寮抜けだし訴え

北村哲朗 2018年12月11日 17時21分

広告をもう一度見る



[PR]

広島県 尾道市の私立尾道高の女子バレーボール部で、監督だった男性教諭(53)が部員に体罰を加えていたことが、わかった。同校は10日付で減給10分の1(2カ月)の懲戒処分にし、教諭は同日付で依願退職した。

同校によると、教諭は9月中旬に寮監を務める女子バレー部の寮で部員1人の髪の毛を引っ張って倒したほか、練習中に複数の部員に対して人格を否定するような暴言を吐くなどしたという。11月末に部員9人が寮を抜け出し、保護者に訴えて発覚した。教諭は体罰に

ついて認めたが、理由については「言い訳になるから言わない。部員たちに謝罪したい」と話しているという。

教諭は以前、鹿児島県 鹿屋市の私立高で女子バレー部の監督を務めて全国優勝に導いたが、部員への体罰が発覚して2007年に退職。10年に尾道高の女子バレー部監督に就任した。(北村哲朗)

朝日新聞デジタル
(2018.12.11) から引用

② 所属団体から懲戒処分を受ける

「お前のせいで負けた」教諭が体罰で部員の顔にボール 大阪市立中学女子バレー部

f 0 38 2018年10月4日 11時34分 ライブドアニュース速報

4日、大阪市立中の女子バレーボール部顧問だった男性教諭が部員の女子生徒に体罰を加えていたことが市教育委員会への取材で分かった。「おまえのせいで負けた」と言い、女子生徒の顔面にボールをぶつけたとのこと。市教委は教諭を処分する方針。共同通信が報じた。

市教委によると、8月16日の練習試合後に消極的なプレーが目立ったとして生徒の顔にボールをぶつけた教諭に対し、生徒の保護者が抗議。2016年ごろから部員全員に対して、人格などを否定する暴言も吐いていたとも判明し、同月に顧問を解任された。教諭は生徒や部員に直接謝罪し、市教委には「怒る指導が中心となり、指導方法を誤った」と説明している。

ライブドアニュース速報
(2018.10.4) から引用

② 所属団体から懲戒処分を受ける

高校女子バレー部監督、体罰を繰り返し解任 埼玉

山下知子 2018年9月13日 13時53分

シェア 21 ツイート list ブックマーク 1 メール 印刷



[PR]

埼玉県 深谷市の私立正智深谷高校で、女子バレーボール部監督だった男性教諭(47)が部員に体罰を繰り返し、監督を解任され、減給処分を受けていたことが関係者への取材で分かった。この教諭は2012年にも、部員への体罰で口頭注意を受けていたが、その後も体罰が続いていたという。学校は処分とあわせ、生徒と保護者に謝罪をした。

学校や関係者によると、今年4月、生徒から教頭に「女子バレー部で体罰があるようだ」と相談があった。学校側が聞き取りをした結果、少なくとも過去2年間にわたり、至近距離から

ボールをぶつけたり、暴言をはいたりする行為が確認され、学校側は5月の理事会で、教諭を減給10分の1(3カ月)の処分とした。教諭は「うまくなって欲しいという思いがいきすぎた。大変申し訳ない」と話しているという。

この教諭をめぐっては12年、体罰を受けた部員たちが部活をボイコットするなどした結果、当時の校長が口頭で注意をしていた。加藤慎也校長(50)は「結果的に繰り返されてしまい、申し訳ない。体罰防止を徹底していきたい」と話した。(山下知子)

朝日新聞デジタル
(2018.9.13) から引用

② 所属団体から懲戒処分を受ける

バレー部顧問が生徒に体罰やセクハラ 横浜市立中顧問が免職に

不祥事 セクハラ 体罰

社会 神奈川新聞 2016年10月21日 02:00

横浜市教育委員会は20日、顧問を務める女子バレーボール部の部員計14人に対し、体罰やセクハラ行為、暴言を繰り返したとして市立中学校の男性教諭（49）を懲戒免職とした。

市教委東部学校教育事務所によると、教諭は2014年8月から今年2月ごろまでの間、後頭部をつかんで引き倒す、拳で殴る、ボールをぶつけて目にけがを負わせる、尻や太ももを蹴るなどの体罰を加えた。

また尻や胸を触る、足や腰をマッサージするなどの行為をしたほか、「部活を辞める」「次やったらぶっ飛ばすぞ」などの暴言を吐いた。

昨年11月以降の保護者のメールなどを受けて、市教委が調査していた。教諭は調査に対して「チームを強くしたかった。指導の一環だった」と話し、生徒への謝罪はないという。教諭は約4年前に前任校でも体罰をしたとして校長から口頭指導を受けていた。

体罰は事実認定が難しいことから、体罰のみでの免職は過去にないが、今回はセクハラや暴言を含めて「総合的に判断した」という。

同事務所は「教職員の不祥事根絶を目指すなか、極めて遺憾。市民の信頼を取り戻すべく、不祥事防止に全力で取り組む」とのコメントを出した。

◆前任校体罰も情報共有なく 市教委「問題あった」

懲戒免職された男性教諭に関しては、今回の問題発覚から処分までに1年近くかかった。また、前任校での体罰行為が引き継がれていなかった。

横浜市教育委員会によると、昨年11月、保護者から送られた匿名メールを受け、校長が事実確認した際、教諭は体罰の認識はなかったと説明。だがその後も今年1月までに情報提供が複数回寄せられた。

同時期に実施された部員へのアンケートには体罰などの具体的な行為が記され、教諭を見ると過呼吸になったり、気持ちが悪くなったりする生徒がいたという。教諭は3月の保護者説明会で一部事実を認め、それ以降は自宅待機となった。

市教委は情報提供から処分までに時間を要したことに、「問題行為が多く、聞き取り対象が教諭本人をはじめ、生徒、卒業生、校長、前任校長、もう一人の部顧問などと多岐にわたったため」と説明している。

教諭は4年前にも前任校の女子バレー部で体罰を行ったとして当時の校長から口頭指導を受け、顧問を外れた。だが、校長は市教委への報告を怠り、教諭が翌年春に着任した現在の校長にも情報を引き継がなかった。

市教委はこれら一連の対応について「問題があった。痛恨の極み。生徒には本当に申し訳ない」と釈明。全市立学校に対し、体罰やセクハラと思われる事案が発生した場合は市教委への報告義務を徹底するよう通知した。

神奈川新聞（2016.10.21）から引用

② 所属団体から懲戒処分を受ける

レベル	体罰・暴力・暴言などの違反内容	処 分 内 容
レベル1	言葉による暴力 飲酒、喫煙を伴う指導 など	口頭による嚴重注意 日小連への氏名報告
レベル2	レベル1の繰り返し	文書による嚴重注意 反省文の提出 ※レベル2以上は「発生県名」及び「発生事 例」を公開する。
レベル3	体罰・暴力行為 その他指導者として相応しくない行為	一定期間（1年以内）の指導及びベンチ入り禁止
レベル4	著しい体罰・暴力行為 レベル3の繰り返し	指導及びベンチ入り禁止 指導資格、役職等の剥奪 （日体協資格取得者については、日本バレーボール協会へ報告した後、日本バレーボール協会が日体協へ資格剥奪を要請する。） 都道府県小連主催大会、交流会時に発生の場合は、その大会の開催停止 （全日本小学生大会は実行委員会判断となる） 都道府県役員の反省書提出（削除）
レベル5	刑事・行政責任に係わるような体罰・暴力事件 など	永久追放 チーム解散 （別指導者、別組織チームは認める）

日本小学生バレーボール連盟の倫理規定の抜粋

③ 刑事事件になる

2017.11.30 09:54

文字の大きさ 小 中 大 印刷

バレー部コーチ、男子生徒蹴る 春高常連の栃木・足工大付 県警捜査

ツイート 反応 シェア 0 おすすめ記事を受け取る



バレーボール部で体罰があったことを受け、記者会見する足利工大付展高の松下繁一校長 = 30日午前、栃木県足利市

「春高バレー」として行われる全日本バレーボール高校選手権大会の常連校、足利工大付高（栃木県足利市）で、60代の男性コーチが2年生部員の男子生徒（17）を正座させ、上半身を蹴って負傷させていたことが同校への取材で分かった。生徒側から相談を受けた栃木県警は傷害容疑を視野に捜査を進めている。

同校は同大会に過去37回出場。10月の県大会で3年連続優勝を果たし、来年1月の全国大会出場を決めていた。コーチは今年3月に定年を迎えるまで同校教諭だった。以前は監督も務めていた。

学校関係者によると、コーチは6月下旬、男子生徒が女子マネジャーと交際を始めたことを知り、体育館の教官室で生徒を正座させたまま胸や背中を蹴り、全治約1週間のけがをさせた。部内では男女交際を禁止してい

た。コーチは学校側の調査に「カッとなってやった」と説明。体罰との認識があったと

いう。

男子生徒は他にも複数の部員から顔を殴られるなどの暴行を受けたことがあるといい、9月に退部した。

馬場敏彦教頭は「春高バレーへの出場が決まっている。現時点では出場させたい」と話した。同校は、平成22年まで「春高バレー」として開催していた全国高校バレーボール選抜優勝大会で優勝経験がある。

産経新聞（2017.11.30）から引用

暴力を振るえば、暴行罪、傷害罪として刑事事件になります。

わいせつ行為をすれば、強制わいせつ罪等として同じく刑事事件になります。

④ 民事事件（損害賠償請求）になる

裁判年月日 平成24年 2月17日 裁判所名 前橋地裁 裁判区分 判決
事件番号 平21(ワ)878号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容 上訴等 確定 文献番号 2012WLJPCA02176007

要旨

◆原告が、県立高校に在学中、所属していた女子バレー部の顧問である被告Y1から竹刀で叩く等の暴行を受ける等し、強い精神的苦痛を被ったと主張して、被告県に対し、国賠法1条1項に基づき、被告Y1に対し、民法709条に基づき、損害賠償を請求した事案において、本件暴行は、懲戒としてではなく、気合を入れるため等の目的で、本件バレー部の部活指導の一環として行われたもので、違法な有形力の行使である暴行に該当するとして、被告Y1が、原告宅に赴き、本件暴行等について謝罪し、本件バレー部部員の保護者等に対し、経緯を説明し、本件暴行について相応の対応をしていることを考慮して、慰謝料130万円の限度で、原告の被告県に対する請求のみ認容した事例

新判例体系

[公法編](#) > [憲法](#) > [国家賠償法〔昭和二二...〕](#) > [第一条](#) > [〇公権力の行使に基く...](#) > [\(四\)故意過失](#) > [E その他](#) > [\(1\)責任を認めた事例](#)

◆群馬県立高校バレー部の顧問教員が同部所属の生徒に対し、練習中、気合を入れる等として、平手、竹刀で頭部等を複数回殴打したことにより、生徒が練習不参加・退部・不登校となって転学し、その間、複数の医院に入通院して投薬治療を受け、食事摂取神経性食思不振症等に罹患したことについて、群馬県には顧問教員の右行為につき国家賠償法第一条の責任がある。

ウエストローから引用

損害賠償は、慰謝料以外にも、治療費や、後遺障害が残れば、後遺障害慰謝料や後遺障害遺失利益も発生して多額の金額になります。

民事裁判は、弁護士を依頼しなければならず、その弁護士費用もかかり、手間もかかって大変です。

④ 民事事件（損害賠償請求）になる

裁判年月日 平成28年 2月 4日 裁判所名 津地裁 裁判区分 判決
事件番号 平26(ワ)397号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容、一部棄却 上訴等 控訴 文献番号 2016WLJPCA02046001

要旨

◆市立中学校に在学中、所属する女子バレーボール部の顧問Y2から暴力及び暴言を受けたX1及びその両親X2らが、Y2及びY1市に対し損害賠償を求めたほか、中学校校長らには安全配慮義務違反があったとして、Y1市に対し損害賠償を求めた事案において、Y2による暴力及び暴言は学校教育法で禁止される体罰ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した違法行為といえ、また、校長らはY2による違法な暴力等があることを認識し又は認識し得たのに再発防止に向けた行動をとらなかったから安全配慮義務違反が認められY1市はその責任を負うとして、X1のY1市に対する請求を一部認容する一方、Y2の賠償責任を否定し、両親X2らの精神的苦痛は子X1への賠償により慰謝されたなどとしてその余の請求を棄却した事例

◆部活動における顧問の指導ないし懲戒行為についても学校教育法11条が適用されるから、同条ただし書で禁止される体罰ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為は違法といえるところ、正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為か否かは、生徒の年齢、性別、成育過程、身体的状況、非行等の内容、懲戒の趣旨、有形力行使の態様・程度、教育的効果、身体的侵害の大小・結果等を総合考慮して社会通念に則り判断すべきとされた事例

◆中学入学前に免疫性血小板減少性紫斑病と診断され、津市立中学入学時に母から学校に右病気への配慮要請がされた女子生徒は、入学後バレーボール部に入部し練習等に参加していたが、同部顧問教諭により、一年生時から、他部員、県外合宿時には同行した母ら保護者の面前を含め、継続的（一週間に一度程度）に暴言（なんで練習を休むか、お前がいるから試合に負ける、お前は論外、使い物にならない等）、暴行（手拳・平手で殴打、髪の毛を引っ張る、突き飛ばす、物（ペットボトル、靴）を投げ付ける等）を受け、途中、父母から学校長に対する是正の要請がされ暴行は止んだが暴言は止まず、学校も適切な対応措置を執ることなく右教諭の行為を放置したため、二年生の夏には同部を退部し、その頃、児童精神科に三日間通院し、医師に対して焦燥感・不安感を訴えるまでに至ったことにつき、顧問教諭の右行為は違法であり、学校長及び他の教諭には安全配慮義務違反がある。

ウェストローから引用

④ 民事事件（損害賠償請求）になる

裁判年月日 平成29年11月10日 裁判所名 盛岡地裁 裁判区分 判決
事件番号 平27(ワ)247号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 一部認容 文献番号 2017WLJPCA11106003

事案の概要

◇原告X1が、被告県を設置する高等学校に在学中、活動に参加していた男子バレーボール部の顧問を務めていた被告Y1から日常的に暴力や暴言等を受けたことにより、心的外傷後ストレス障害（PTSD）又は適応障害等の精神障害を発症し、不登校を余儀なくされて精神的苦痛等の損害を被ったなどと主張して、被告Y1に対しては、不法行為に基づき、被告県に対しては、国家賠償法1条1項、不法行為、又は、安全配慮義務違反の債務不履行に基づき、175万6617円等の連帯支払を求め、また、原告X1の父である原告X2及び同母である原告X3が、被告県に対し、被告県は原告X1の不登校の原因等についての調査報告義務を怠ったと主張して、債務不履行に基づき、慰謝料等各11万円等の支払を求めた事案

ウエストローから引用

* 5 最後に

暴言で辞職の前明石市長のように、人は誰でもイライラしているときは強い態度に出してしまうことがあります。

しかし、指導者としては、特に小学生に指導をしている者として、そのような態度をしてしまうと、取り返しのつかないことになってしまいます。

モンスターペアレントという言葉がありますように、強い反応を返す保護者の方もいます。そうすると、その方との対応に疲弊してしまうことにもなります。

ですから、常に指導者としての理念を忘れず、指導に励んでください。